

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】① 第2期に策定した6年一貫教育プログラムであるグローバル・エンジニア養成コースについて、平成28年度に進学希望者(3年次生)を対象として登録を開始する。大学院進学者に占める本コース受講者数の割合を、平成33年度までに60%以上とする。
(戦略性が高く意欲的な計画)

・【1-1】令和2年度に実施した在学生アンケート及び修了者アンケートを踏まえ、コース内容を必要に応じて改善するとともに、これまでに取り組んだコース改善の施策をとりまとめ、その成果を把握する。

【2】② 第2期に設置した産学連携教育審議会等での審議内容を反映し、専門教育におけるコアカリキュラムを策定するとともに、全学的組織である教養教育院が主導してグローバル教養科目及び語学科目を開設する。

・【2-1】平成29年度に策定したコアカリキュラム、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育活動を実施する。併せて、グローバル教養科目及び語学科目の成果を把握する。

【3】③ 学生の自律的かつ能動的な学習活動を促すため、第2期に推進・実施したPBL(Project-Based Learning: 課題解決型学習)授業やグループ学習などのアクティブ・ラーニングの教育課程への導入実績を踏まえ、第3期は、双方向(インタラクティブ)授業に対応した施設設備の一層の活用を推進するとともに、さらに、学部及び大学院において20科目程度を社会との協働を含む高次のアクティブ・ラーニング科目にする。

・【3-1】高次のアクティブ・ラーニング科目の実施状況を踏まえ、オンライン実施など社会情勢に即した支援を実施する。また、双方向(インタラクティブ)授業に対応した施設の活用について、引き続き学内外に公表する。

【4】④ 第2期に策定したグローバル・コンピテンシーを有する高度技術者育成方針に基づき、産学連携教育審議会を活用し、教育高度化推進機構での審議を経て、既存プログラムの拡充を含めて、産業界との協働による教育プログラムを、5つ以上開設する。さらに、本プログラムの効果的実践事例等を、大学間連携、教育拠点形成により、幅広く展開する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【4-1】大学院産学連携型教育プログラムについて、産学連携教育審議会にてプログラムの拡充等の審議を必要に応じて行う。また、各教育プログラムの効果的実践事例等を把握し、さらなる活用に繋げる。

【5】⑤ グローバル・コンピテンシー等の学修成果の可視化や、授業時間外の学習時間情報の収集、成績評価と自己評価の可視化を行い、学生による学修の振り返りを促す教育ツールとして、第2期に整備した学修自己評価システムの利用者の割合を80%以上とする。

- ・【5-1】学修自己評価システムを活用し、引き続き、システムの利用状況の把握と利用率向上のための取組を実施する。併せて、学生による学修の振り返りを促す教育ツールとしての活用を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】① 教育研究活動を高度化するため、全学組織の最適化の観点から、学部等の改組を行うとともに、ミッションの再定義で示した重点分野である宇宙工学や高信頼集積回路等へ、戦略的に職員を配置する。

- ・【6-1】教育研究活動の高度化に向けて教育、研究を推進していくとともに、人件費推計、定年延長者及び退職者等を勘案し、教職員採用を実施する。

【7】② クロスアポイントメント制度、共同研究講座等の制度を活用し教育職員の約30%を企業等経験者とし、また、国際公募やサバティカルリープ制度等により約20%を海外学位取得者・外国出身者・海外教育研究経験者とする。さらに、若手教育職員の割合が16%程度となるよう、定年退職後のポストを活用した40歳未満の若手教育職員の採用を全学的に促進する。

- ・【7-1】戦略的な人員配置のための基本計画における多様な人材による組織を実現するために、重点分野を支える若手教育職員の採用を進めるとともに、共同研究講座等により企業との共同研究経験をもつ教育職員を増加させる。

【8】① グローバル・コンピテンシー養成のための教育・学習環境として、第2期に整備を開始した「LearningComplex：複合的学習環境」（アクティブ・ラーニングを支援する教室、エンジニアリング・デザイン力を養成するデザイン工房等）を引き続き整備し、全キャンパスに設置する。さらに、利活用事例等の教育・学習成果をとりまとめ、学内外に広報するとともに、正課・正課外での施設利用件数等を増加させる。

- ・【8-1】新型コロナウイルス感染症の影響を含めた社会情勢を踏まえつつ、学習環境の変化に対応できる体制の再構築を目指し、施設の活用の拡充を図る。

【9】② e-ラーニング支援システム等のICTを活用するための情報基盤環境を整備・充実し、講義資料、講義映像、課題等の教育資源の提供を可能にする。それにより、講義や説明会等の遠隔実施を促進するとともに、授業時間外の自主学習のための講義アーカイブ等の教育コンテンツを30科目以上整備し、配信する。

- ・【9-1】令和2年度に実践したICTを活用した遠隔授業科目を中心に、遠隔授業および対面授業の柔軟な教育実践を行う。また、必要に応じて、内容や教育方法等の改善を図り、持続的なICT活用教育の定着を目指す。

【10】① 第2期にJABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けた全学部、全学科の教育プログラムについて、産学連携教育審議会等で得られた高度技術者育成に関する要請等に基づき、教育高度化推進機構にて「国際的技術者教育の水準」を満たすため、教育実施体制や教育課程等の教育システムを検討・改善し、各学科において、JABEE認定の更新を順次実施する。

- ・【10-1】引き続き、平成30年度の学部改組に合わせ、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定の受審に向けた準備状況を把握し、必要に応じて支援する。

【11】② 教育職員の教育力向上のため、新任教育職員や中堅教育職員を対象とした階層別研修や、アクティブ・ラーニングの実践方法等の教育方法に関する研修、学内外の講師によるワークショップ等、対象者や目的に応じた体系的なFD研修プログラムを開発し、実施する。

・【11-1】教育職員への階層別FD研修について、令和2年度に実施した研修会参加者アンケート結果を研修内容等に反映の上、社会情勢に即した研修を計画し、実施する。

【12】③ 国際的通用性のある技術者を育成するため、JABEE認定を受けた各教育課程の学習教育・到達目標について、蓄積された情報を学部、学科、授業科目単位で集約し教育成果の可視化・共有を可能にするように学修自己評価システムを強化し、学生の達成度や学修成果を可視化して、教育の質の向上のためのPDCAサイクルを確立する。

さらに、10以上の他大学や民間機関等が参画するコンソーシアムを立ち上げ、産学連携による教育の質保証のためのフレームワーク形成に向け中核的役割を果たす。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【12-1】引き続き、「eポートフォリオによる学修成果の可視化コンソーシアム」において、組織単位での教育の可視化、可視化における各教育機関の取組、及び問題点について情報を共有する機会を提供し、その優れた取組を広く発信する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【13】① 学生自身が学修成果や経験について、気づきと振り返りができるようにするため、正課教育、正課外教育及び課外活動等の大学生生活全般を記録、蓄積するポートフォリオシステムを整備・導入する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【13-1】引き続き、学修自己評価システムの活用を進め、教学システムに正課教育、及び海外派遣、アクティブ・ラーニングなど正課外活動等を蓄積し、面談等で学生自身の気づき、振り返りを促す仕組みを検討する。

【14】② 第2期に整備した附属図書館ラーニングコモンズサポーターとALSA(アクティブ・ラーニング・ステューデント・アシスタント)等を活用し、正課外教育や課外活動において、学生によるアクティブ・ラーニングの支援やピア・ラーニング(学生同士の協働学習)を充実し、学生による学習支援活動を第2期と比較して増加させる。

・【14-1】新型コロナウイルス感染症の影響を含めた社会情勢を踏まえつつ学習環境の変化に対応しながら、学生による学修支援活動の再構築を目指す。

【15】① 経済的に困窮している学生に対する入学料・授業料の支援とともに、優秀な学業成績を修めた学生を対象に、本学独自の奨学支援として第2期に整備した鳳龍奨学賞を改善しつつ継続実施する。

また、グローバル・コンピテンシー教育等を行うために改修した学生寮等を活用し、経済面及び学習面での支援を実施する。

・【15-1】引き続き、高等教育の修学支援新制度を含む入学料・授業料免除及び鳳龍奨学賞による経済的支援を継続的に実施するとともに、制度の変更により支援が必要となった在学学生に対する大学独自の経済的支援を実施する。また、大規模災害により被災した学生に対する経済的支援についても、特例措置として、通常の入学料免除・授業料免除とは別に予算を確保し、その支援を実施する。さらに、ノートパソコン必携化に伴い経済的困窮を理由にノートパソコンを準備できない学生に対し、九州工業大学基金を原資として経済的支援を実施する。また、第4期に向け、経済的に困窮する学生も安心して学ぶことができる環境を整えていく。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合は、それに係る経済的支援策も検討する。

また、引き続き、学生寮における語学力及び社会人基礎力の育成、及び留学生との協働学習を実施する。

【16】② 正課教育で学んだ知識やスキルを活用し、課外活動（正課外教育）を通してエンジニアリング・デザイン能力を養成することを支援するため、平成 18 年度に開始した学生創造学習支援プロジェクト事業に対する財政支援を継続する。さらに、プロジェクトの成果報告会に民間企業等からの外部評価員を加え、産業界の視点からの評価と助言・指導等を行う。

・【16-1】引き続き、学生プロジェクトの支援を継続的に実施することに加えて、これに参加する学生団体や支援企業が増加するよう働きかけ、第 4 期に向け、より活発な活動となるよう環境を整えていく。

また、学生プロジェクトに対する外部評価制度を継続し、学内外に取組の成果について周知する。

【17】③ 障がいのある学生の修学支援や、心的に就学が困難となった学生の早期発見、早期支援のために、学生支援データベースの運用を開始し、支援事例の蓄積・検証によって支援方策や支援体制等を改善する。

・【17-1】学生総合支援室が中心となり、障がい学生支援に関して、これまでの合理的配慮に基づく支援の事例等を検証し、引き続き、支援体制の改善を図る。メンタル支援に関しても、保健センター等とともに、成績不振者、長期欠席者、休学者、復学者等への早期支援策を検討する。

また、「学生支援データベース」について、対面授業や遠隔授業などの修学に関連した情報の集約状況を精査しながら、新システムへの移行も含めて改良を検討していく。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【18】① 入学試験制度の改革に対応してアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を改定し、入学者に求める能力・意欲・適性とその評価等を公表する。

・【18-1】引き続き、入学者選抜区分ごとに求める入学者像、学力の 3 要素についての評価方法等を検討し、アドミッション・ポリシーの見直しを進める。加えて、新学習指導要領に対応した入学者選抜の構築に向けた検討を行う。

【19】② アドミッション・オフィスの企画に基づき、グローバル・コンピテンシー教育に相応しい人材を選別する A O 型入試を実施する。

・【19-1】令和 2 年度に実施した総合型選抜 I の実施内容と実施結果をふまえ、引き続き、検証を行う。

【20】③ 第 2 期に構築した学務・入試・就職等のデータベースを活用した I R（インスティテューショナル・リサーチ）分析を入学者選抜方法等に活かす。

・【20-1】引き続き、入学者選抜結果と教学データとを連携させた I R データ分析を行う。従来の入学者追跡調査や志願者動向分析といった入学者選抜制度や広報戦略への対応に加え、高大接続事業等の改善に向けた新たな分析ニーズの掘り起こしを進め、分析結果を必要に応じて学内外に公表する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【21】 ① 第2期までに設置した重点プロジェクト研究センターの全国的な拠点活動の強化、産学共同研究の新たな制度の導入等により、第2期に比べて、知財共有に基づく連携活動数、民間機関等との共同研究の件数等を増加させるとともに、産学官連携活動に関する教育職員の割合を50%以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【21-1】引き続き、オープンイノベーション推進機構で本学の産学連携のための各種制度について、学内外への広報活動を継続して行い、学内研究シーズを継続的に収集・更新するとともに企業ニーズとのマッチング活動を推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響で各種展示会が中止となっている情勢であるが、「エコ・ベンチャー・メッセ2021」など、これまで出展できていない展示会にも積極的に参加する。

【22】 ② 第2期に設置したマレーシアの海外教育研究拠点(MSSC)及び重点プロジェクト研究センター等が有する海外研究機関との交流ネットワークを活用して、国際的な研究拠点形成を推進し、国際共著論文数を第2期に比べて10%程度増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【22-1】引き続き、国際共著論文数の増加に向け、海外研究機関との交流ネットワークを活用し、国際交流の推進に取り組む。

【23】 ③ 知的財産の活用強化や研究成果及びシーズの積極的発信等により、産業界との連携を進め、10件程度の本学技術を組み込んだ製品化に貢献する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【23-1】引き続き、Webサイト等を活用し、本学の研究シーズの効率的な発信・PR活動を推進する。また、特許に関しては単独出願の保有件数確保と活用策の検討を行いながら産業界との連携を図り、製品化・事業化を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【24】 ① 教育職員の約30%を企業等経験者、約20%を海外学位取得者・外国出身者・海外教育研究経験者とするとともに、若手教育職員の割合が16%程度となるよう、定年退職後のポストを活用した40歳未満の若手教育職員の採用を全学的に促進する。

また、新規採用する助教に対して、テニユアトラック制を適用するとともに、若手教育職員の育成のため研修制度を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【24-1】戦略的な人員配置のための基本計画に基づき、多様な人材を確保するための計画を策定し、実行する。また、新規採用する准教授及び助教に対して、テニユアトラック制を適用するとともに、メンター制度やテニユア審査を行うことによって教育職員の質保証を行う。さらに、採用者には若手教育職員育成のための研修制度の受講を義務付け、実施する。

【25】 ② 第2期に設置した若手研究者フロンティア研究アカデミーの実績を活かして、次世代の研究プロジェクトを牽引する教育職員を育成する仕組みをつくる。

・【25-1】引き続き、研究力の高い研究プロジェクトに若手研究者を参加させ、若手研究者の育成に取り組む。

【26】 ③ これまで実施してきた研究戦略経費の学内公募、研究活動の IR 分析等を通じて、特色ある研究活動の掘り起しを行うとともに、部局を超えた組織的な研究ユニットを5件以上選定して、第2期に整備したイノベーション推進機構「戦略的研究推進領域」に設置し、「産学連携・URA領域」等が研究計画立案や外部資金獲得等を重点的に支援する。

- ・【26-1】選定した研究ユニットについて、引き続き、組織的な研究計画の立案や外部資金獲得等の支援を行うとともに、設置期間満了後の在り方について検討を行う。

【27】 ④ 大学全体の研究力向上のために、研究者による研究計画調書の作成を全学的に実施するとともに、研究者個々の研究分野等に応じて研究指標を確定し、一人当たりの論文数等の研究指標の平均値を第2期に比べて10%程度増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【27-1】必要に応じて各種研究支援事業の見直しを行うとともに、研究者及び研究グループが進める優れた研究プロジェクトの構築や海外研究機関との共同研究の推進などを支援し、さらなる論文数等の増加を図る。

【28】 ⑤ 研究の質の向上を目的として、研究に専念できる時間の確保や、国際共同研究の機会を増加するための教育職員の海外派遣プログラム及びサバティカルリープ制度を導入する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【28-1】引き続き、必要に応じて内容を改善しつつ、海外派遣プログラム及びサバティカルリープ制度を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【29】 地域経済の活性化に資する人材を育成するため、地域連携型インターンシップ事業の実施や、先端技術講習等による社会人の学び直し等、地域企業等と連携した取組を強化する。

- ・【29-1】引き続き、地域の人材育成システムと連携し、社会人の学び直し等、地域経済の活性化に資する人材の育成を行う。

【30】 ① 地方自治体と定期的に協議する体制を構築し、地域との協定等に基づく取組への貢献を拡充するとともに、地方自治体等の審議会等への職員の参画を拡充する。

- ・【30-1】引き続き、関係自治体と協議体制の構築について協議を行うとともに、自治体等との連携を強化するため、定例会議等での情報共有及び意見交換を行い、各種事業に取り組む。

【31】 ② 産業界との連携強化による社会貢献を果たすため、地方自治体やその外郭団体、地元企業等と連携して組織する研究会や協議会等、地域産業界のニーズに対応する組織連携を10件以上、常に実施する。

- ・【31-1】引き続き、地方自治体及び地元企業等と連携して組織する研究会や協議会等、地域産業界のニーズに対応する組織連携を促進し、実施する。また、オープンイノベーション推進機構における地域ニーズと学内シーズのマッチングにより、共同研究、組織連携に繋げる活動を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【32】 ① 第2期に設置したマレーシアの拠点（MSSC）と合せて、3つ以上の海外教育研究拠点を整備するとともに、10以上の海外大学等と高度な教育研究連携を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【32-1】3つの海外拠点については、引き続き、拠点管理運営合同委員会等を定期的に開催し、拠点を活用した国際連携活動を推進する。

高度な連携協定校については、引き続き、主にオンラインによる連携活動等を積極的に実施して8校との高度な連携を維持しつつ、候補校である国立台湾大学やマレーシア科学大学等との連携を図り、最終的に10校を達成し、第4期の本学のさらなる発展に繋げる。

【33】 ② 平成28年度から全学にクォーター制（4学期制）を導入するなど環境整備を行うとともに、海外派遣プログラムの単位化を進め、海外インターンシップ、海外研究活動、国際学会発表等の海外派遣又は留学生を含む海外からの受入学生との協働学習等への参加学生数の大学院修了者数に占める割合を、80%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【33-1】引き続き、海外派遣や留学生との協働学習に係る科目を開設するとともに、大学改革プロジェクト事業等によりオンラインによる交流も含む海外インターンシップや海外研究活動、国際学会発表等を支援する。また、派遣期間の長期化に向けた取組を実施する。

【34】 ③ 大学院教育において、英語での授業実施により修了可能なコースを学府・研究科に設置するほか、シラバスの英語化を進め、大学院生の10%以上が英語のみで修了できる体制を整備するとともに、学部・大学院の学生を対象としたサマープログラム等の短期受入プログラムを拡充することにより、留学生を含む海外からの受入学生数を第2期最終年度と比較して25%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【34-1】引き続き、英語のみで修了できる大学院のコース（カリキュラム）の設置状況を把握し、必要に応じて改善を図る。優秀な留学生等の獲得のため重要な協定校とのオンラインワークショップなどを実施し、本学の研究・教育活動について広報を行う。また、協定校を含めた海外の学生とのオンラインも含めた交流を積極的に実施するとともに、日本人学生と留学生が協働して学習する「国際協働演習」を展開する。

引き続き、交流協定校とのオンライン受入れプログラムを積極的に実施し、海外と日本の学生同士の交流の機会を増加・提供し続けることにより、実際に入国する長期留学生（正規留学生及び交換留学生等）とオンライン受入れプログラムに参加する海外学生数の合計で目標である第2期最終年度比25%増加を達成する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【35】 ① 学長のリーダーシップの下での迅速な運営を実現するため、全学委員会を原則廃止する。新たに学長が統括する学長室（仮称）及び理事、副学長等が統括する機能別の企画室（仮称）を整備し、それぞれの企画室が学長室と連携する体制を構築する。

・【35-1】第3期における機動的組織運営が可能な体制を整備したが、継続的に組織体制を検証する。

【36】 ② 第2期に整備したIR室によるデータ解析機能を強化するため、教務情報等の各種データの一元化を進める。さらに、情報分析結果の活用により、学長による各施策の決定や各企画室による企画立案等の機能強化を推進する。

・【36-1】令和2年度に改修した大学評価データベースにおいて、収集・整理したデータを基に各施策の分析を行い、その結果について、第4期を見据えた戦略的な企画立案等のために各企画室等に情報展開する。

【37】 ① 第1期より実施してきた役員会主導の教育職員の人事制度を活用し、改組等において、本学の特色・強みを活かした戦略的な人員配置を行う。

また、人事・給与制度の弾力化を進めるため、業績評価に基づく年俸制教育職員を15%に拡充するとともに、クロスアポイントメント制度を活用した教育職員を5名に拡大する。

・【37-1】各教育職員の強みをより生かせるよう、役員会主導の人事決定により、部局を跨いだ配置異動を検討する。

また、令和元年度に導入した新たな年俸制制度における業績評価を実施し、教育職員の教育、研究活動等へのモチベーションを高めるべく運用する。

【38】 ② 戦略的な学内資源の活用を進めるため、学長裁量経費（戦略的経費）を毎年度3億円以上確保し、教育、研究、社会貢献、国際等の改革プロジェクト、及び大学改革のための運営戦略に重点配分する。

また、他大学に先駆けて導入した全学スペースチャージ制度を改善し、施設の有効活用等をさらに推進する。

・【38-1】引き続き、学長裁量経費を3億円以上確保し、改革プロジェクトや大学改革のための運営戦略に重点配分する。

引き続き、スペースチャージを学内整備の安定財源として確保するとともに、アンケート等による利用者からの意見・問題点を踏まえて制度等の見直しを行う。また、財源を施設整備に有効活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【39】 ① 本学の特色や強み、社会ニーズ等を踏まえ、第2期に改組を完了した情報工学府、生命体工学研究科に加え、工学部、情報工学部及び工学府を改組するとともに、特色や強み、改組の効果等の検証を継続的に行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【39-1】改組した工学部、情報工学部及び工学府について、改組の効果を検証するとともに、必要に応じて見直しを行う。令和4年度の情報工学府改組に向けた準備を進める。ミッションの再定義で示した本学の特色、強みを検証するとともに、必要に応じて見直しを行う。

【40】 ② 第2期で策定したグローバル・コンピテンシーの要素のうち、多文化受容や語学教育について、入学から卒業までの体系的な教養教育を、全学視点で担う組織である教養教育院を設置するとともに、その運営体制を整備する。

・【40-1】教養教育院設置以降、5年間の運営実績ならびに体制を検証し、改善を行った点の状況を確認し、必要な場合は第4期に備えてさらに改善を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【41】 ① ICT 等を活用し業務の効率化を行うとともに、職員の役割や事務組織等を見直す。さらに、事務職員及び技術職員が教育職員とともに参画して各々の役割に応じた能力を発揮する運営組織等の教職協働体制を整備する。

・【41-1】引き続き、ICT 等活用による業務効率化を推進する。また、人事評価制度について過去2年間の反省点を踏まえ、実施内容や評価スケジュール等、改善を検討する。

【42】 ② 職員の専門的能力の育成や企画立案能力を向上させるため、職能別研修等の受講を義務化するほか、グローバル化の進展に対応するため、第3期中にTOEIC730点以上の事務職員の割合を10%以上とする。

・【42-1】職員のグローバル感覚を養成する取組を実施するとともに、引き続き、新たな人事評価制度について、フィードバックの質を高めるべく、評価者の評価スキルを養成する研修を継続的に実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【43】 ① URA（リサーチ・アドミニストレーター）等による研究計画立案支援や企業との連携協定等により、科研費、共同研究、受託研究等の外部資金の獲得を増加させるなど、財務内容を改善する。

また、教育職員一人当たりの共同研究及び受託研究の受入額を第2期に比べて20%程度増加させる。

・【43-1】引き続き、外部資金の情報収集及び研究者への情報提供や申請書作成支援を行うとともに、大型の外部資金獲得に向けて研究者同士のマッチングを積極的に図り、学内外の研究体制づくりの支援を行う。また、他大学のURA研究者支援体制を聴取するとともに、本学の支援体制の改善を図る。また、研究者マッチングに向けてシンポジウムやワークショップの支援を行う。

【44】 ② 中・長期的に大学の諸活動を支える「九州工業大学基金（仮称）」を設立し、自己収入を増加させる。

・【44-1】引き続き、寄附に係る広報活動を実施するとともに、第4期に向けて新たな自己収入の獲得方策について検討を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【45】 部局予算を含む事業費全般に係る執行について検証・見直しを行い、学内資源の効率的な再配分を実現する。さらに、学内諸会議や研修等を通して業務の効率化・合理化に対する職員の意識改革を図りコスト管理を徹底する。

・【45-1】令和3年度予算を検討するにあたり、学内向けヒアリングを踏まえ、戦略的かつ効率的な再配分になるよう試算し配分する。また、学内の会計事務に関する一層の効率化と合理化に向けて、会計事務連絡会を実施するとともに、学内会議等を通してコスト意識をさらに高める活動を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【46】 教育研究等の業務運営全般に亘る評価活動を着実に実施し、その結果を組織的に改善に結びつける計画を立案・実施し、結果と目標との乖離をチェックするという一連の手順により大学運営を改善し、改善事項を「業務の実績に関する報告書」で公表する。

- ・【46-1】 教育研究等の業務運営全般にわたる評価活動を実施するとともに、新たな教育職員評価制度を構築し、実施する。また、大学機関別認証評価を受審する。第3期中期目標期間における最終年度となっているため、第3期中に全学として取り組んだ施策等についての成果・効果についてとりまとめ、第4期に向けた検証を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【47】 ウェブサイトやソーシャルメディア等を活用して、ステークホルダーに分かりやすい広報活動を展開し、教育・研究、社会貢献等に関する大学情報を国内外へ発信する。

- ・【47-1】 引き続き、本学の認知度、ブランド力を高める施策を検討していくとともに、第4期にスムーズに移行するために、広報に関連する諸課題の整理・更新を実施する。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、本学の使命を果たすべく活発な活動を行っていることの情報発信に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【48】 ① 国の財政措置の状況を踏まえ、第2期に策定した先導的なキャンパスマスタープランに基づいて、留学生を含む学生目線の教育・生活環境を重視したキャンパスを整備する。

- ・【48-1】 キャンパスマスタープランに基づいて、飯塚・研究棟東棟改修工事（Ⅱ期）、若松・空調設備改修工事や経年劣化が進む建物の設備改修等を着実にを行い、安全・安心の確保と生活環境向上及び省エネルギー推進に努める。また、学生目線に立った身近な整備を実施し学生の生活環境を向上させる。

【49】 ② 施設整備計画に基づき、既存施設の良好な保全に努めるとともに、利用状況が本学のミッションに適合しているかを把握し、スペースチャージ制度の改善や老朽施設のリノベーション等により最適な利用を進める。

- ・【49-1】 スペース管理システム及び月1回程度の巡視等により室内利用状況を把握し、学内要望に応じて迅速に空きスペースを再配分して、スペースの有効活用を推進する。また、「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、老朽化等で使用されていないスペースや建物について、用途変更の検討や必要な修理・修復を行うとともに、戸畑・廃液分析棟のとりこわしを実施する。

【50】 ③ 大型研究設備の学内外の共同利用について、競争的資金等により獲得した設備を全学的に利用できる仕組みを構築するとともに、学内外による利用を促進する。

- ・【50-1】 学内外の研究利用を促進するための共同利用可能な研究設備を選定し、第4期に向けた新たな実施体制の構築を検討する。

【51】 ネットワーク基盤、各種情報システムの高度化、拡充を行うとともに、安定した運用及び利活用を促進するため、エンドユーザ向け、及び学内情報システムの構築に対する人的支援体制を整備する。

- ・【51-1】引き続き、教育・研究・業務における ICT 利活用の高度化対応を効率的かつ持続的に行える体制を整備するとともに、基幹システムの円滑な運用、ICT 利活用を促進するための講習会・窓口支援等を継続して行う。特に、新型コロナウイルス感染症への対応や、授業・研究・業務における遠隔作業を行うユーザに対し柔軟な支援体制を取ることで、ICT 利活用の促進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【52】 ① 事故防止のため、施設及び施設使用状況の安全点検を定期的実施するとともに、安全衛生意識を向上させるため、職員及び学生に対して安全衛生教育・啓発活動を実施する。

- ・【52-1】これまでの取組実績の検証結果に基づき、見直しを行った巡視報告書をもとに、リスクの見積もり、必要な改善を行い、事業場のさらなる安全衛生水準の向上を図る。また、学生・職員を対象とした安全衛生教育を企画・実施するとともに、学生を対象とした新たな安全衛生教育制度の制度設計を行う。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、自作の e-ラーニング教材等を活用し衛生教育・研修等を行い、感染拡大防止に努める。

【53】 ② 労働安全衛生マネジメントシステムを導入・運用し、安全衛生関連業務についてマニュアルを更新するとともに、これらマニュアルの合理性について定期的評価を行う。

- ・【53-1】これまでの取組実績の検証結果に基づき、運用中の労働安全衛生マネジメントシステムについて必要なシステム更新を進めるとともに、令和2年度に開発した新たな化学物質管理支援システム高圧ガスボンベ管理機能の運用を開始し、安全な教育研究環境の維持と管理水準の向上を図る。本学独自の学内向けの手引き等に、新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルも追記する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【54】 ① 大学運営に係る内部監査を毎年度計画的に実施するとともに、監査室、監事及び会計監査人の連携を密にし、結果を翌年度にフィードバックさせることで、適切な運営を行う。また、学内への周知・啓発活動等を通じて、コンプライアンスを徹底する。

- ・【54-1】内部監査規程に基づき、各業務に関連する諸法令・規程等の遵守状況について、定期監査を実施する。また、必要に応じて臨時監査を随時実施する。

【55】 ② 職員の倫理観を向上させ、研究不正等を防止するため、不正防止ポリシーに則り、「不正防止対策実施計画」及び「リスク別対応計画」の実施結果に対する評価等により適切にPDCAサイクルを推進し、体制整備を進める。

- ・【55-1】令和2年度の「不正防止対策実施計画」及び「リスク別対応計画」の実施結果に対する評価を受け、改善計画の策定・実施を行い、研究不正等の防止に関する体制整備を進める。

【56】 ③ ITガバナンスを強化し、安心・安全な情報の運用管理を推進するため、情報基盤システムの管理体制整備、セキュリティ・インシデント対策、学生・職員に対する情報セキュリティの研修プログラム等の取組を行う。

- ・【56-1】引き続き、教育・研究・業務におけるICT利活用の高度化に伴う情報セキュリティリスクへの対応を効率的・迅速かつ持続的に行うために、セキュリティ対応環境整備、セキュリティトレーニング、他大学との情報セキュリティ相互監査、標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティポリシー・関連規則の見直し、情報セキュリティ自己点検等の活動を行う。新型コロナウイルス感染症対応や必要なセキュリティ対策の強化も進める。

4 男女共同参画推進に関する目標を達成するための措置

【57】 優秀で多様な人材を確保するため、女性教育職員の採用をさらに促進し、第3期中に女性教育職員の割合を8%程度に引き上げる。

また、意思決定プロセスにおける男女共同参画を推進するため、役員及び管理職に占める女性の割合を14%程度に増加させる。

- ・【57-1】これまでの男女共同参画推進に係る実施内容、実施状況を検証しつつ、基本計画・アクションプランに沿った活動をさらに展開する。また、文部科学省補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）」の事業計画を自己資金のみで円滑に推進する。

VI 予算（人件費見積を含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

1,290,323 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・飯塚・総合研究棟改修（工学系）	総額 459	施設整備費補助金 (459) （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (-)

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

＜基本方針＞

・教育研究等の質の向上

- （1）教育研究活動の高度化に向けて、教育、研究を推進していくとともに、人件費推計及び定年延長者や退職者等を勘案し、教職員採用を実施する
- （2）昨年度までに体系化された教育職員の研修プログラムを引き続き実施していくとともに、事務職員については、各種研修の充実やキャリア・ディベロップメントプログラムを実施していく。
- （3）海外での教育研究経験を持った教育職員を育成するため、海外研修プログラム及びサバティカルリープ制度を実施する。
- （4）現行の職員評価制度及び給与への反映のあり方について、改善策の検討を行い教員一人一人が高い意欲を持ってパフォーマンスを発揮できる素地を作る。
事務職員については令和元年度に運用を開始した新たな人事評価制度を用い、職員のモチベーションや能力の向上を図っていく。
- （5）男女共同参画計画や、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブの取組を引き続き実施していく。

・ 戦略的資源配分

- (1) 引き続き、社会ニーズを踏まえた教育組織及び研究組織を検討する。
- (2) 各教育職員の強みをより生かせるよう、役員会主導の人事決定により、部局を跨いだ配置異動を検討する。

・ 人件費抑制

職員の役割や事務組織等を整備するとともに、引き続き、ICT等活用による業務改善を推進する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 502人

また、任期付職員数の見込みを 56人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 6,060百万円

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,132
施設整備費補助金	459
船舶建造費補助金	-
補助金等収入	283
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	-
自己収入	3,453
授業料、入学金及び検定料収入	3,097
附属病院収入	-
財産処分収入	-
雑収入	356
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,760
引当金取崩	-
長期借入金収入	-
貸付回収金	-
目的積立金取崩	166
出資金	-
計	11,256
支出	
業務費	8,752
教育研究経費	8,752
診療経費	-
施設整備費	459
船舶建造費	-
補助金等	283
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,760
貸付金	-
長期借入金償還金	-
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	11,256

(注) 金額は百万円未満を切り捨ての関係で、合計の数字が一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 6,060百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	11,043
業務費	10,301
教育研究経費	2,616
診療経費	-
受託研究経費等	1,149
役員人件費	128
教員人件費	4,323
職員人件費	2,083
一般管理費	733
財務費用	8
雑損	-
減価償却費	-
臨時損失	-
収益の部	
經常収益	11,043
運営費交付金収益	4,956
授業料収益	2,856
入学金収益	457
検定料収益	85
附属病院収益	-
受託研究等収益	1,152
補助金等収益	283
寄附金収益	231
施設費収益	175
財務収益	-
雑益	356
資産見返運営費交付金等戻入	251
資産見返補助金等戻入	117
資産見返寄附金戻入	118
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	-
純利益	-
目的積立金取崩益	-
総利益	-

(注) 金額は百万円未満を切り捨ての関係で、合計の数字が一致しないことがある。

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,821
業務活動による支出	10,395
投資活動による支出	499
財務活動による支出	248
翌年度への繰越金	1,677
資金収入	12,821
業務活動による収入	10,684
運営費交付金による収入	5,132
授業料、入学料及び検定料による収入	3,097
附属病院収入	-
受託研究等収入	1,430
補助金等収入	283
寄附金収入	384
その他の収入	356
投資活動による収入	459
施設費による収入	459
その他の収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	1,677

(注) 金額は百万円未満を切り捨ての関係で、合計の数字が一致しないことがある。

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

（令和3年度の学生収容定員）

工学部	建設社会工学科		322人	
	機械知能工学科		558人	
	宇宙システム工学科		224人	
	電気電子工学科		520人	
	応用化学科		298人	
	マテリアル工学科		242人	
	情報工学部	知能情報工学科		386人
		情報・通信工学科		390人
		知的システム工学科		394人
		物理情報工学科		270人
	生命化学情報工学科		270人	
工学府	工学専攻	博士前期課程	556人	
	工学専攻	博士後期課程	72人	
情報工学府	先端情報工学専攻	博士前期課程	120人	
	学際情報工学専攻	博士前期課程	180人	
	情報創成工学専攻	博士前期課程	90人	
	情報工学専攻	博士後期課程	42人	
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程	130人	
	人間知能システム工学専攻	博士前期課程	114人	
	生命体工学専攻	博士後期課程	108人	